

保総発第1013001号
平成18年10月13日

都道府県
各 老人保健主管部（局）長 殿
指定都市

厚生労働省保険局総務課長

「後期高齢者医療制度の実施に伴う準備作業等に当たっての留意事項について」の一部改正について（通知）

先般、「後期高齢者医療制度の実施に伴う準備作業等に当たっての留意事項について」（平成18年9月13日保総発第0913001号各都道府県・指定都市老人保健主管部（局）長あて厚生労働省保険局総務課長通知）において、後期高齢者医療制度の実施に伴う準備業務に当たっての留意事項として、後期高齢者医療広域連合モデル規約をお示したところであるが、当該モデル規約について下記のとおり変更を行うこととしたので、準備作業を進めるに当たりご留意いただくよう、貴都道府県内の市町村（特別区を含む。）及び後期高齢者医療広域連合設立準備委員会等に周知徹底を図られたい。

記

1 地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）による改正内容等をふまえ、「助役」を「副市町村長」に、「吏員」を「職員」に改めること。（第7条、第14条関係）

また、広域連合に会計管理者を置くとともに、会計管理者は広域連合長の補助機関である職員のうちから、広域連合長が命ずること。（第11条、第12条関係）

以上の規定は、平成19年4月1日から施行するとともに、所要の経過規定を設けること。（附則第1項、第4項関係）

2 別表第2の「医療給付に要する経費」について、当該経費に係る市町村負担金は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第98条に基づき負担すべき額であることを明確にする観点から、「保険給付費割100%」を削除したこと。（第17条、別表第2関係）

3 その他、文言の整理等を行ったこと。（第4条、第11条、第12条、第13条、別表第2関係）